

3 8 地方消費者行政に対する支援について

(内閣府)

【内容】

- (1) 高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。
- (2) とりわけ、市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図るため、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保ができるよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) また、高齢者等の消費者被害が深刻化していることに対応するため、地域での見守り体制の構築と高齢者やその周りの方々への啓発を一層推進できるよう、十分な財政措置を講じること。

(背景)

- 国は、地方消費者行政の強化のため、平成21年度から地方消費者行政交付金等を通じた財政支援を行ってきた。
また、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、消費生活センターの設立促進などを当面の政策目標として掲げている（平成26年1月策定、平成27年3月改定）。
- 本県では、国の交付金を活用して、市町村へ補助を行い、市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図ってきた。本県の市町村消費生活センターの設置率は全国平均と比較して極めて低い状況にあったが、「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標の達成に向けて市町村に対し積極的な働きかけを行った結果、消費生活センターの設置が大幅に進展し、平成29年度末までに49市町村に設置される見込みとなった。
- 市町村消費生活センターの相談体制を確保し、質の向上を図っていくためには、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保が必須であり、引き続き国の交付金による安定的かつ十分な財政支援が必要である。
- 高齢者等を消費者被害から守るための見守り体制については、平成26年6月に消費者安全法が改正され、見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置に関する規定が定められる（平成28年4月施行）とともに、人口5万人以上の全市町に見守りネットワークを設置することが、「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標となっている。地域での見守り体制の構築と高齢者やその周りの方々への啓発を一層推進していくことが課題であり、国の交付金による十分な財政支援が必要である。

(参 考)

◇ 地方消費者行政推進交付金の概要

1 規模

(単位：千円)

国予算区分	国予算額	29年度愛知県交付額
28年度補正予算分	2,000,000	推進事業費(県) 26,266
29年度当初予算分	3,000,000	事業費補助金(市町村) 197,110
計	5,000,000	計 223,376

2 事業内容(事業実施主体は都道府県及び市町村)

- ・都道府県 市町村の支援、消費者教育の推進に関する法律を踏まえた取組等
- ・市町村 機材の設置など消費生活相談窓口の強化、消費生活相談員の人件費補助、消費生活相談員のレベルアップを図るための研修参加支援、消費者被害未然防止のための啓発 など

3 市町村の消費生活相談体制の質の向上に係る事業費の推移

(単位：千円)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (事業計画)	30年度 (想定)	全国の市町村 (28年度)
推進交付金事業費 (県+市町村)(A)	179,397	226,355	(※1)285,466	(※2)240,000	/
うち					
相談員					
経費					
計(B)	50,438	88,733	133,495	132,000	
相談員経費の割合 (B)/(A)	28.1%	39.2%	46.8%	55.0%	
(参考) 本県の消費生活センター設置率(※3)					
5万人以上市町	23.5% (8/34)	47.1% (16/34)	82.4% (28/34)	97.1% (33/34)	87.2% (485/556)
5万人未満市町村	0.0% (0/20)	45.0% (9/20)	80.0% (16/20)	80.0% (16/20)	39.4% (467/1,185)

※1 消費者行政活性化基金の取崩し62,090千円含む。

※2 下記4の地域の高齢者等の見守りに必要となる主な事業費(概算)を含む。

※3 各年度4月1日時点

4 地域の高齢者等の見守りに必要となる主な事業費(概算)

(単位：千円)

	県(※1)	市町村(※2)	計
平成30年度 所要額			
会議費	250	(※3)6,500	6,750
研修費	-	(※4)7,800	7,800
啓発費	6,000	(※5)2,600	8,600
計	6,250	16,900	23,450

※1 29年度事業計画における事業費を参考に積算

※2 地域協議会設置市町村数：28年度まで0、29年度設置予定1市、29年度以降設置予定25市町村

※3 地域協議会設置に係る会議費：250千円×26市町村

※4 高齢者等の見守り活動の担い手(民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)に対して行う研修費用：300千円×26市町村

※5 高齢者等の見守り活動の担い手に対して行う啓発費：100千円×26市町村

◇ 「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標(抜粋、消費者庁平成27年3月改定)

<政策目標1> 相談体制の空白地域解消

- 1-1 相談窓口未設置自治体(市町村)を解消

<政策目標2> 相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進(人口5万人以上の全市町、かつ5万人未満の市町村の50%以上)
- 2-2 消費生活相談員を管内自治体(市町村)の50%以上に配置
- 2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

<政策目標5> 「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)